

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和元年9月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託件名

京都市西部下水道管路施設維持管理委託

(2) 委託の内容等

仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約の日から令和4年3月31日まで

ただし、維持管理委託の期間は令和2年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(4) 委託場所

下水道管路管理センター西部支所所管区域内

(5) 総合評価方式

本件入札は総合評価方式により行う。その概要は、6において示す。

なお、詳細については、公告の日から令和元年10月15日（火）午後5時まで、電子入札システム及び3(1)の場所で交付する「落札者決定基準 京都市西部下水道管路施設維持管理委託」（以下「落札者決定基準」という。）において示す。

(6) 支払条件

四半期ごとに算定し、支払うこととする。

ア 小修繕の支払額については、実施案件ごとに積算した金額に掛け率（落札者が入札時に提出した入札金額積算内訳書に記載された小修繕の金額を小修繕の予定価格で除した率）を乗じたものとする。

イ 人孔上部整備工事の支払額については、落札者が入札時に提出した入札金額積算内訳書に記載された人孔上部整備工事の工種ごとの単価に実施した施工箇所数を乗じたものとする。

なお、詳細については、公告の日から令和元年10月15日（火）午後5時まで、

ホームページに掲載する「京都市西部下水道管路施設維持管理委託仕様書」において示す。

(7) 本件は、共同企業体による共同施工方式とする。

2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日（(1)コにあつては、提出の日から入札参加資格の確認の日までの間）において、共同企業体として次に掲げる条件を全て満たす者で、競争入札の参加資格があると認められた者とする。

(1) 構成員の資格要件

ア 全ての構成員は、京都市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業（中小企業基本法第2条に該当するもの）であること。

イ 代表者となる構成員は、京都市上下水道局（以下「当局」という。）の平成31年度の競争入札有資格者名簿（物品）に登録があり、かつ競争入札有資格者名簿（工事）に「しゅんせつ工事」の種目で登録があること。

ウ 構成員の一者は、当局の平成31年度の競争入札有資格者名簿（工事）に「土木一式工事」の種目で登録があること。

エ イ・ウ以外の構成員は、当局の平成31年度の競争入札有資格者名簿（物品）に登録があること。

オ 構成員の一者は、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。（以下同じ。））における「土木一式」の種目の総合評定値が850点以上であること。

カ 業務責任者として、以下の条件を全て満たす者を専任で配置できること。

(ア) 代表となる構成員と直接雇用関係を有し、雇用期間に定めのない雇用契約の社員であり、かつ入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある者。

(イ) 下水道法第22条の有資格者若しくは公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の資格を有する者。

(ウ) 下水道管路施設の維持管理業務（点検，清掃，管路の修繕工事に限る。）に関する10年以上の実務経験を有する者。

キ 副業務責任者として，以下の条件を全て満たす者を専任で配置できること。

(ア) 構成員と直接雇用関係を有し，雇用期間に定めのない雇用契約の社員である者。

(イ) 下水道法第22条の有資格者若しくは公益社団法人日本下水道管路管理業協会認定の「下水道管路管理総合技士」又は「下水道管路管理主任技士」の資格を有する者。

(ウ) 下水道管路施設の維持管理業務（点検，清掃，管路の修繕工事に限る。）に関する7年以上の実務経験を有する者。

ク 監理技術者として，建設業法に基づく土木工事業に係る監理技術者を1名配置できること。また，当該技術者は以下の条件を全て満たすこと。

(ア) 構成員と直接雇用関係を有し，雇用期間に定めのない雇用契約の社員であり，かつ入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

(イ) 令和2年4月1日以降において他の工事に監理技術者又は主任技術者として配置されておらず，契約工期において専任で配置できること。

(ウ) (イ)について，工事实績情報システム（コリンズ）で確認できること。

(エ) 監理技術者講習を修了していること。

ケ 構成員は，本件委託に係る2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

コ 全ての構成員が，京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

サ 本件入札に参加しようとする者で，次の各号のいずれかの関係に該当する場合は，そのうちの一者しか参加できない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

a 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし，aについては，会社等（会社

法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(a) 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

(b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

(d) その他業務を執行する者であつて、(a)から(c)までに掲げる者に準ずる者

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 結成方法

2者から4者までの自主結成とし、構成員の重複は禁止する。ただし、同時期に発注する他の入札に係る共同企業体の構成員になることは妨げない。

(3) 出資比率

代表者となる構成員の出資比率は構成員中最大であることとする。

なお、出資比率の下限は、構成員が2者の場合は30パーセント、3者の場合は20パーセント、4者の場合は15パーセントとする。

(4) その他

ア 共同企業体の入札参加の申請は、4(6)の一般競争入札参加資格申請書の提出により行うものとする。

イ 共同企業体の使用印鑑は、代表者である構成員が当局へ使用印鑑として届け出ているものを使用すること。

ウ 共同企業体の事務所の所在地は、代表者である構成員の所在地とすること。

エ 共同企業体の成立日は、一般競争入札参加資格確認申請日以前とすること。

3 落札者決定基準及びその他の書類の交付方法

落札者決定基準については、電子入札システム及び3(1)において交付し、それ以外の書類についてはホームページに掲載する。

(1) 交付場所及び問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部契約会計課

(電話 075-672-7726)

ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 交付期間

この公告の日から令和元年10月15日(火)まで(京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

4 入札方法及び競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 入札方法

入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

なお、いずれの場合も共同企業体の代表者となる構成員のカードを使用すること。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード(本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法(以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。)

なお、インターネット利用者となる共同企業体の代表者は、入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないとしない。

イ 入札端末機利用者カード（規程第8条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市上下水道局契約会計課（以下「契約会計課」という。）に設置する入札端末機（規程第8条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）

なお、端末機利用者となる共同企業体の代表者が、入札端末機利用者カードの交付を受けていないときは、入札期間終了の前日までに入札端末機利用者カードの発行の申請を行うこと。

(2) 入札金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。

契約金額は、入札金額に100分の110を乗じた金額とする。

なお、消費税法等の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(3) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

(4) 入札金額積算内訳書の提出

ア インターネット利用者は、入札データを送信する際、入札金額積算内訳書をエクセルファイル（Office2013で扱えること。）で添付すること

イ 端末機利用者は、入札金額積算内訳書に共同企業体の名称、代表者役職及び代表者氏名を記載したうえ、封入、封函し、封筒表面には、入札件名、開札予定日時のみを記載して、8(1)の入札期間内に3(1)の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

(5) 入札金額は、入札金額積算内訳書の各項目の金額を合算した総額とする。ただし、各項目の金額はそれぞれの予定価格（人孔上部整備工事にあつては、工種ごとの予定

価格)の範囲内の金額とすること。記載された金額が予定価格を超えている項目がある場合は、入札を無効とする。

(6) 参加資格の確認手続等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を添付のうえ、インターネット利用者は京都市電子入札システムへ送信し、入札参加資格について審査を受けることとする。添付できない申請書類がある場合は、アのみ京都市電子入札システムに送信し、ア以外の申請書類は3(1)の場所に持参すること。

なお、原則として申請書類の提出後に配置予定とする業務責任者、副業務責任者、監理技術者を変更することは認められない。また、落札した場合において、申請書類に記載された業務責任者、副業務責任者、監理技術者と異なる者を配置することは認められない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(用紙交付)

イ 2(1)オからクに掲げる条件に関する書類等

ウ 共同企業体入札参加資格審査申請書

エ 共同企業体協定書の写し

(7) 申請書類の提出方法

ア 提出期限

この公告の日から令和元年10月15日(火)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出場所

3(1)の場所

(8) 参加資格の確認の通知

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、令和元年10月23日(水)に、確認結果を電子メールで送信するので、京都市電子入札システムにより確認すること。また、端末機利用者については、同日にその結果を連絡する。

なお、入札参加者の数及び共同企業体名については、落札者の決定以降に公表する。

(9) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長(以下「管理者」という。)に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、令和元年10月25日（金）までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、令和元年10月29日（火）までに説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(10) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は(8)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時まで、規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ 6(1)の技術資料について、落札者決定基準に示す欠格事項に該当する場合のほか、必要事項等について記載漏れのないものを提出しなかったとき。

なお、技術資料を提出しなかった場合には、参加資格の取消しと併せて、本件入札の無断欠席扱いとし、競争入札参加停止措置を行う。

エ アからウまでに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

オ その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

(11) 入札の辞退について

一般競争入札参加資格確認申請書の提出後において、入札に参加できない事情が発生した場合等、6(1)の技術資料の提出前に限り、辞退することができる。

5 仕様書及び落札者決定基準等に対する質問期限及び回答期日

(1) 仕様書及び落札者決定基準等に対して質問しようとする者は、管理者に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合には、受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載、押印した書面（様式は問わないものとする。）を令和元年10月31日（木）までに、3(1)の場所へ提出すること（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。

(2) 管理者は、(1)による質問を受けたときは、令和元年11月8日（金）までに、回答書を3(1)の場所及びウェブページにおいて閲覧できるようにする。

なお、(1)の質問期限後は、仕様書等に対する質問は受け付けない。

6 総合評価の手続

本件入札における総合評価は次の手続により行う。

(1) 技術資料の提出

令和元年11月15日（金）までに、3(1)の場所に技術資料を1部提出すること。
技術資料については、必要事項等の記載漏れがないようにすること。

なお、技術資料を郵送する場合は書留郵便とし、令和元年11月15日（金）午後5時までに3(1)の場所に必着させること。

(2) ヒアリングの実施

提出された技術資料の内容に関するヒアリングを実施することがある。ヒアリングの方法は別途通知する。

なお、特別な理由なくヒアリングに応じられない場合は、入札参加資格を取り消すものとする。

(3) 技術資料の評価

落札者決定基準に定めるところにより総合的に評価する。

7 予定価格（消費税及び地方消費税を含まない。）

422,510,000円

なお、業務ごとの内訳は以下のとおり。

(1) 施設維持管理委託 301,110,000円

（小修繕及び人孔上部整備工事を除く）

(2) 小修繕 51,260,000円

(3) 人孔上部整備工事

工種	数量（箇所）	単価（円）	金額（円）
普通工法	48	204,200	9,801,600
特殊円形工法	186	313,200	58,255,200
斜壁交換	6	347,200	2,083,200
計			70,140,000

最低制限価格及び低入札調査基準価格については設定しない。

8 入札期間及び開札日時

(1) 入札期間

ア インターネット利用者は、令和元年12月17日（火）、18日（水）及び19日（木）の午前9時から午後5時まで。

イ 端末機利用者は、令和元年12月17日（火）、18日（水）及び19日（木）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 開札日時

令和元年12月20日（金）午前9時から開札し、落札者を決定する。

なお、落札者に対しては、落札結果を電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信する。

(3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、上下水道局ホームページにおいて公表し、併せて3(1)の場所で閲覧に供する。

9 落札者の決定方法

落札者決定基準に定めるところにより、評価値が最も高い者を落札者とする。

10 入札の無効

規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とする。

11 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 入札保証金及び契約保証金 免除

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 本公告に関する問合せ先 3の問合せ先に同じ。

(6) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外の者（以下「非落札者」という。）とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件業務を委託すること。

イ 非落札者が、契約者から本件業務を受託すること（契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

(7) 落札者となった者が契約を締結しない場合は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額の100分の5に相当する額を違約金として

徴収する。

- (8) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市上下水道局契約規程その他本市が定める条例、規則、管理規程、要綱等のほか関係法令によるものとする。

(上下水道局総務部契約会計課)